誓約書取扱要領

（目的）

第１条　本要領は、次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件又は看板（以下「既存不適格広告物等」という。）の新規許可申請時において、当該既存不適格広告物等における状況に鑑み、当該新規許可申請時における誓約書の取扱い等を定めるものである。

(1) 大阪市屋外広告物条例（昭和 31 年条例第 39 号。以下「条例」という）第１条に規定する広告物又は掲出物件の表示又は設置以前に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づく建築確認（以下「建築確認」という。）が必要であったにもかかわらず、建築確認を受けず又は建築確認を受けたかどうかが不明であり、かつ条例第２条第１項の規定による許可を受けることなく表示又は設置している既存の広告物又は掲出物件

(2) 道路法（昭和 27 年法律第 22 号）第 32 条第１項第７号の政令で定める工作物として道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第７条第１号に掲げる看板の設置以前に、建築確認が必要であったにもかかわらず、建築確認を受けず又は建築確認を受けたかどうかが不明であり、かつ道路法第 32 条の規定による許可を受けることなく設置している既存の看板

（申請者の責務）

第２条　既存不適格広告物等の新規許可を申請する申請者は、当該既存不適格広告物等の安全性を確保する責務を負うものとする。

（誓約書の提出）

第３条　本市は、既存不適格広告物等に関する条例第２条第１項又は道路法第 32 条の規定による許可申請の際に、申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。

２　前項の誓約書の提出を求められた申請者は、遅滞なく誓約書を提出するものとする。

（様式）

第４条　誓約書の様式は、別記のものとする。

附　則

１　この要領は、令和　年　月　日から施行する。

２　この要領の施行の際、現に条例第２条若しくは条例第３条の規定による許可を受けている広告物若しくは掲出物件又は道路法第 32 条第１項の規定による許可を受けている看板で、建築確認を受けず又は建築確認を受けたかどうかが不明であるものについては、第３条にかかわらず、この要領の施行以後最初の条例第３条又は道路法第 32 条第１項の規定に基づく許可申請の際に、本市は申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。

３　令和８年１月 15 日施行の誓約書取扱要領は、廃止する。

年　　月　　日

大阪市長　様

（〒　　－　　）

設置者　住所

氏名

電話

誓約書

本広告物は、建築基準法第 88 条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づく建築確認の対象物件ですが、既存物件であるため、建築確認を受けることができません。
このため、以下の点について遵守することを誓約いたします。

一．本件広告物について、今後、貴市計画調整局建築指導部に是正指導を仰ぎ、関係法令を遵守し、計画調整局建築指導部等の指導に従いながら、適切な維持管理に努めます。

二．本広告物に起因する事故等については、一切の責任を負います。

記

《対象広告物》

表示内容	
設置場所	
種　　類	
形状寸法	